

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「災害時の基礎的事業継続力」新たに12社を認定 ～災害対応業務の円滑な実施に向けて～

関東地方整備局 企画部
港湾空港部

【平成28年度第4四半期の認定(新規12社、継続61社)】

国土交通省関東地方整備局は、平成28年度第4四半期に新規申請のあった12社と継続申請のあった61社について、「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づき評価し、認定しました。

(認定期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

平成29年4月1日時点で、582社が認定を受けています。

■「災害時の基礎的事業継続力」認定について

本認定は、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しているものです。認定は本文資料(PDF)別紙の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が2年間の有効期限をもつ「災害時の基礎的事業継続力認定証」を交付します。

■今回認定証を交付した企業

本文資料(PDF)別添表参照

■今後の認定スケジュール

四半期毎に評価認定を行います。

今回は平成29年4月末迄の申請会社を対象に評価し、平成29年7月に認定を行う予定としています。

■評価要領及び準備書の改訂について

平成29年3月に評価要領及び準備書の改訂を行っています。平成29年度第1四半期より新要領にて事業継続力認定の評価を行います。

評価要領 URL : http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000668187.pdf

準備書 URL : http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000668186.pdf

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [172 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000468.html

2. アニバーサリープロジェクト

彩湖完成 20 周年記念 現場見学会を開催します

荒川上流河川事務所

荒川上流河川事務所では、荒川貯水池(彩湖)が完成してから 20 年目を迎えるにあたり、アニバーサリープロジェクトの一環として現場見学会を開催します。

(参加無料：40 名限定)

見学会では、水質保全のための噴水稼働や普段見ることのできないさくらそう水門操作室の見学、また、20 周年を記念して新たに作成したアニバーサリーカードを、「荒川貯水池」ダムカードと併せて配布します。

- ・ 日 時：平成 29 年 5 月 21 日(日)第 1 部：9 時 30 分～12 時 30 分頃
第 2 部：13 時 30 分～16 時 30 分頃
- ・ 場 所：荒川貯水池(彩湖)
- ・ 集合場所：JR 北戸田駅(西口)又は彩湖自然学習センター
- ・ 定 員：40 名(第 1 部：20 名、第 2 部：20 名)
- ・ 申込期間：平成 29 年 4 月 15 日(土)～5 月 7 日(日)
- ・ 内 容：彩湖内の現場見学会(彩湖自然学習センター、さくらそう水門操作室)
噴水の稼働、彩湖アニバーサリーカード配布

【アニバーサリープロジェクト】

国土交通省では、完成から一定期間経過した治水施設について、地域の方々と、その生い立ちを振り返り、果たしてきた役割や地域の水災害リスクについて再認識していただく、「アニバーサリープロジェクト」を推進しています。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1307 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000184.html

3. 平成 28 年度「宮ヶ瀬ダム観光放流」開始

相模川水系広域ダム管理事務所

平成 29 年度の「宮ヶ瀬ダム観光放流」は 4 月 5 日より開始しました。

初日は 751 人(昨年は 276 人)の方々に御覧いただきました。

宮ヶ瀬ダムでは、平成 14 年度より地元地域振興を目的に観光放流を実施しており、今年度で 16 年目となります。

昨年度は過去最高の年間 75,276 人の見学者数(一昨年は 57,108 人)を記録し大盛況となりました。

観光放流は年間 70 日を予定しています。

(観光放流の概要)

- 高低差約 70 メートル
- 放流量毎秒 30 立方メートル

(実施日)

- 4 月～11 月毎週水曜日、第 2 日曜日、第 2・4 金曜日、その他不定期日

(実施時間)

- 午前 11 時 00 分～11 時 06 分(6 分間)
- 午後 14 時 00 分～14 時 06 分(6 分間)

※ 平成 29 年度の放流スケジュールは「観光放流日カレンダー(本文資料(PDF)別紙)」をご確認ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [753 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000040.html

4. 国道 17 号上武道路 全線開通 1 週間後の交通状況のお知らせ ～周辺道路の交通が上武道路へ転換されました～

高崎河川国道事務所

平成 29 年 3 月 19 日(日)に国道 17 号上武道路が全線開通しました。
開通直後の交通状況をとりましたのでお知らせします。

<<上武道路へ交通が転換>>

- ・ 上武道路(今回開通区間)の交通量は約 16,500 台/日でした。
- ・ 開通区間に並行する幹線道路 3 路線の交通量の合計は、約 59,300 台/日(開通前)から約 44,800 台/日(開通 1 週間後)に約 2 割減少。(約 14,500 台/日)
- ・ 今回の開通により上武道路へ交通が転換しました。

<<上武道路の利便性が向上>>

- ・ 上武道路が全線開通したことにより、利便性が向上し、開通区間の隣接区間では交通量が約 4 割増加しました。

国道 17 号上武道路(既開通区間)約 17,800 台/日⇒約 25,300 台/日(約 4 割増加)
国道 17 号前橋渋川バイパス約 23,700 台/日⇒約 32,000 台/日(約 4 割増加)

(出典：高崎河川国道事務所交通量調査) 開通前：平成 28 年 2 月 19 日(木)
開通後：平成 29 年 3 月 28 日(火)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [650 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000302.html

5. 「平成 28 年度 海洋・港湾技術の早期実用化に向けた実証実験」報告会の開催について

関東地方整備局 港湾空港部


関東地方整備局では、海洋資源調査技術や港湾新技術の早期実用化を目指し、民間団体と連携し、当局の保有する京浜港ドック(長さ 109 メートル、幅 25.5 メートル、深さ 5.5 メートル)にて実証試験を行ったところです。

今般、同ドックを活用した平成 28 年度の実証試験の成果がまとまりましたので、産学官の情報共有を図る場として、報告会を開催します。

記

- 日 時：平成 29 年 5 月 17 日(水) 14 時 30 分～16 時 45 分(受付開始 14 時 00 分)
- 会 場：横浜情報文化センター 6 階 情文ホール
- 内 容・申込方法：本文資料(PDF)別紙リーフレットと下記ホームページのとおり
＜関東地方整備局ホームページ： <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/>>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1151 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000215.html

6. 第10回技術講演会・出展技術発表会を開催します

地震津波対策技術(中部)、防災・火山技術(九州)センターの活動及び機械設備の効率的かつ効果的な維持管理技術に関する講演と関連技術の紹介を行います

関東地方整備局 企画部
関東技術事務所

建設技術者の方々を主な対象に、建設技術やその開発・活用の取り組みについて情報を提供し、公共工事に係る技術者の知識習得及び技術の普及を図ることを目的として、建設技術展示館第13期「第10回技術講演会・出展技術発表会」を開催します。

日 時：平成29年5月24日(水)13時00分～17時00分(受付12時15分～)
25日(木)13時00分～17時00分(受付12時15分～)

会 場：国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所
建設技術展示館(千葉県松戸市五香西6-12-1)

定 員：各200名(定員になり次第〆切ります)

内 容：技術講演会

【1日目】

- (1) 講演名：「中部地震津波対策技術センターにおける活動概要」
講演者：中部地方整備局 中部技術事務所 地震津波対策官 高橋 由典 氏
- (2) 講演名：「九州防災・火山技術センターにおける活動概要」
講演者：九州地方整備局 九州技術事務所 火山防災減災課 課長 堤 宏徳 氏

【2日目】

講演名：「機械設備の維持管理について」
講演者：三重大学 大学院 生物資源学研究科 教授 陳山 鵬 氏

出展技術発表会

テーマ：河川関係、機械設備
発表者：14者(16技術)※詳細は、本文資料(PDF)別添参照

聴講費：無 料

※ 本技術講演会・出展技術発表会は、(公社)土木学会 CPD プログラム、(一社)全国土木施工管理技士会連合会 CPDS プログラムの認定を受ける予定です。

【建設技術展示館 HP】

URL：http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index009.html

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [609 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000470.html

7. 関東「道の駅」新たに1箇所登録へ ～関東地方整備局内では170箇所～

関東地方整備局 道 路 部

「道の駅」は、平成5年に創設された制度で、市町村等からの申請に基づき、国土交通省道路局で登録を行っています。

今回、関東地方整備局管内で以下の1箇所が平成29年4月21日登録されました。

- 千葉県 木更津市(国道410号) 道の駅「木更津 うまくたの里」
平成29年度オープン予定

・ 今回の登録により、関東地方整備局管内の「道の駅」は170箇所(全国1,117箇所)となります。

[茨城：13 駅 栃木：24 駅 群馬：31 駅 埼玉：20 駅 千葉：28 駅
東京：1 駅 神奈川：3 駅 山梨：20 駅 長野：30 駅]

「道の駅」の情報については関東「道の駅」ホームページでもご覧になれます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/index00000009.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [671 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000170.html

8. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企 画 部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、101名の技術者を紹介中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 自転車活用推進本部の発足及び本部事務局の設置について

平成 29 年 5 月 1 日に自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）が施行され、「自転車活用推進本部」が発足します。

また、同法の施行にあわせて、同本部の事務を処理するため、道路局に「自転車活用推進本部事務局」を設置します。

1. 自転車活用推進本部及び本部事務局の設置について

自転車活用推進法では、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進などを図るため、国土交通省に「自転車活用推進本部」（本部長：国土交通大臣、本部員：関係閣僚）を置くこととされています。

平成 29 年 5 月 1 日、同法が施行され、「自転車活用推進本部」が発足するとともに、道路局に、同本部の事務を処理する「自転車活用推進本部事務局」を設置します。

（事務局の体制）

事務局長（道路局長）
事務局長代理（官房審議官（道路局担当））
事務局次長（道路局参事官及び内閣府、警察庁、総務省、文科省、厚労省、経産省、環境省課長級の併任者）

ほか

2. 「自転車活用推進本部事務局」看板掛けについて

「自転車活用推進本部事務局」の設置に伴い、以下のとおり国土交通大臣が自転車活用推進本部事務局の看板掛けを行います。

（日 時）平成 29 年 5 月 1 日（月）13：15～

（場 所）中央合同庁舎 3 号館 1 階 120 室前（事務局前）

添付資料

[記者発表資料](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000837.html

2. 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」 について

訪日外国人の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受け、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備するため、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府令・建設省令第3号)を改正します。

1. 改正の概要

(1) 英字を併記する「徐行」の標識の新設

道路管理者又は都道府県公安委員会が設置する「徐行」を表示する規制標識について、「徐行」という日本字の下に「SLOW」という英字を併記した様式を追加します。道路管理者は、この様式の標識を新たに設置することが可能となります。

(2) その他の改正


(1)の改正に併せて、警察庁において、都道府県公安委員会が設置する「一時停止」と「前方優先道路」を表示する規制標識についても、日本字の下に英字を併記する様式を追加する改正を行います。

2. スケジュール

公 布：平成29年4月下旬

施 行：平成29年7月1日

添付資料

[記者発表資料](#) (PDF形式) 

[\(別紙\) 新旧対象条文](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000829.html

3. 障害者差別解消法に基づく航空旅客ターミナル事業者向けの対応指針を策定しました

平成 29 年 3 月 31 日に障害者差別解消法に基づく航空旅客ターミナル施設事業者向け対応指針を新たに策定し、国土交通省の対応指針に別紙として追加しました。

平成 28 年 4 月 1 日より施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を求めており、その具体的な対応のあり方について、平成 27 年 11 月に国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、特に不動産業関係、鉄道事業関係等 9 事業については個別具体的に対応のあり方をまとめ、その別紙として位置づけているところです。

今回新たに追加する「航空旅客ターミナル施設事業」については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」ならびに「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2016」において、本指針に追加するとされていたものです。


これを受け、国土交通省では、障害者団体や事業者団体からの意見を十分に踏まえ、平成 29 年 3 月 31 日に「航空旅客ターミナル施設事業」に係る対応指針を策定し、国土交通省の対応指針に別紙として追加するとともに、国土交通省の Web サイトに掲載を行いました。

※ 改正後の対応指針は下記のリンクでご覧になれます

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html

添付資料

[記者発表資料](#)（PDF 形式）

[国土交通省所管事業における対応指針](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000149.html

4. 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の実施事業者の決定 ～民間主体によるまちづくりを推進します～

国土交通省は、平成 29 年度民間まちづくり活動促進・普及啓発事業について、実施事業者選定のため審査委員会を開催し、実施事業者として 3 者を決定しました。
今年度、実施事業者は、まちづくり活動企画立案ワークショップ、民間まちづくり実践セミナーの開催、リノベーションまちづくりの全国普及などに取り組みます。

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業は、民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して助成を行う事業です。

これまで、株式会社北九州家守舎によるリノベーションスクールが全国的な話題となるなど、まちづくりの現場における継続性のある活動を実践する人材の育成が行われてきました。

平成 29 年度の事業については、審査委員会において、8 者からの応募のあった提案内容の中から、実施事業者として、3 者を決定しました。

株式会社リノベリングが、さらなるリノベーションまちづくりの全国普及に、国立大学法人政策研究大学大学院大学が産官学連携による民間まちづくりモデル構築に取り組むほか、今回新たに北海道の会社が選定され、民間まちづくりの活動の普及啓発に取り組むこととなりました。

(参考) 過去の取組事例など官民連携のまちづくりについては、下記 URL を参照してください。
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

添付資料

[記者発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000181.html

◆◆地域の動き◆◆

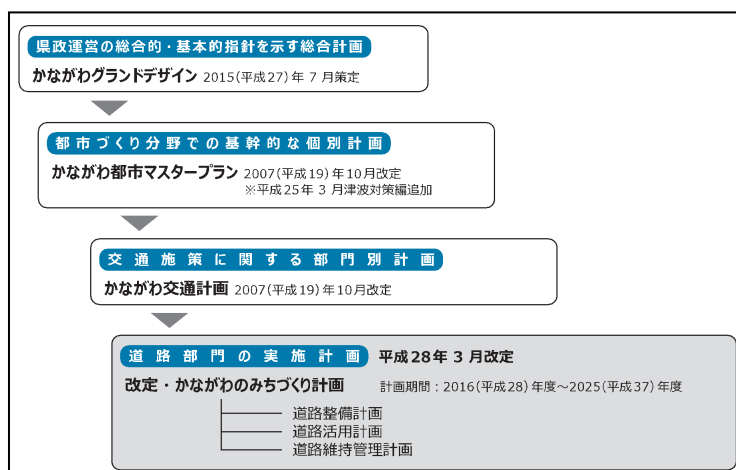
～ かながわのみちづくり ～

神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課

☆はじめに

○本県では、道路部門の実施計画である「かながわのみちづくり計画」に基づき選択と集中を図りながら道路事業を進めております。「かながわのみちづくり計画」は、道路を取り巻く状況の変化に、より効率的・効果的に対応するため、平成28年3月に計画の見直しを行いました。

本稿では、計画の見直しとなった背景にある道路を取り巻く状況の変化と、変化に対応する計画の考え方について記述します。また、みちづくり計画を構成する三つの計画のうち、道路整備計画の取り組み事例の国道129号「戸田交差点立体化」及び「厚木南 IC(仮称)接続区間」整備事業について紹介します。



☆道路を取り巻く状況の変化と計画の考え方

○東京オリンピック・パラリンピックの開催

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催による効果を県内に波及させるため、自動車専用道路や観光地などにアクセスする道路の整備を進めるなど、より一層の選択と集中を図る必要があります。



東京2020オリンピック競技会場となる「江の島」

○国家戦略特区など3つの特区指定

「国家戦略特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」及び「さがみロボット産業特区」を活用し、国際競争力の強化に向けた人・モノの円滑な移動を確保するため、道路を整備する必要があります。



○さがみ縦貫道路などの開通

さがみ縦貫道路が全線開通するなど東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、自動車専用道路等が順次完成し、道路ネットワークが形成されつつあることから、道路をより使いやすくするため、今ある道路を最大限に活用する取り組みが必要です。



○東日本大震災を踏まえた災害への対応力の強化

「南海トラフ地震」や「首都直下地震」などの大規模地震発生時、道路は避難や救命救急、復旧に大きな役割を担うことから、引き続き、大規模災害への対応力の強化を図る必要があります。

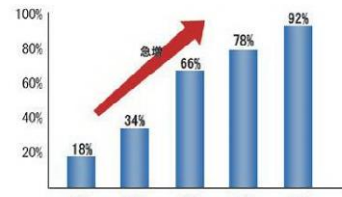


道路の落石対策

○道路施設の老朽化

高度経済成長期に集中的に建設された道路施設が、一斉に建設後50年以上経過する中、笹子トンネルで発生した事故を契機に道路施設の老朽化に対する課題が顕在化しました。

さらに、平成26年に道路法施行規則が改定され、橋りょう、トンネル等の定期点検と健全性の診断が義務化されたことから、これまで以上に積極的な道路施設の老朽化対策を実施するとともに、今ある道路を永く安全に使うため、適正な維持管理が必要となっています。



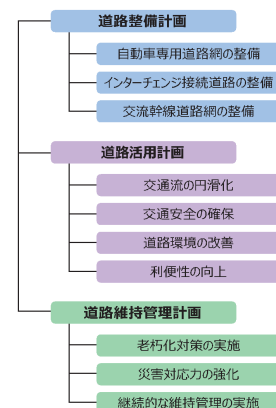
建設後50年経過する橋りょうの推移
※ 県管理の全橋りょう数1206橋
(平成27年4月1日)に対する割合

○計画の考え方

着実な道路整備により、さがみ縦貫道路などが順次完成してきましたが、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、3つの特区指定及び既設道路を最大限に活用する取り組みなど、本県の道路を取り巻く状況の変化に、より効率的・効果的に対応するため、これまでの「整備」、「維持管理」に、新たに「活用」を加えた3つの考え方を基本として、道路事業に取り組むこととしました。

- より一層の選択と集中を図り、必要な道路を整備
- 道路をより使いやすくするために、今ある道路を最大限に活用
- 道路を永く安全に使うために、適正な維持管理

3つの計画の施策体系



☆道路整備計画の取り組み事例

○インターチェンジ接続道路の整備

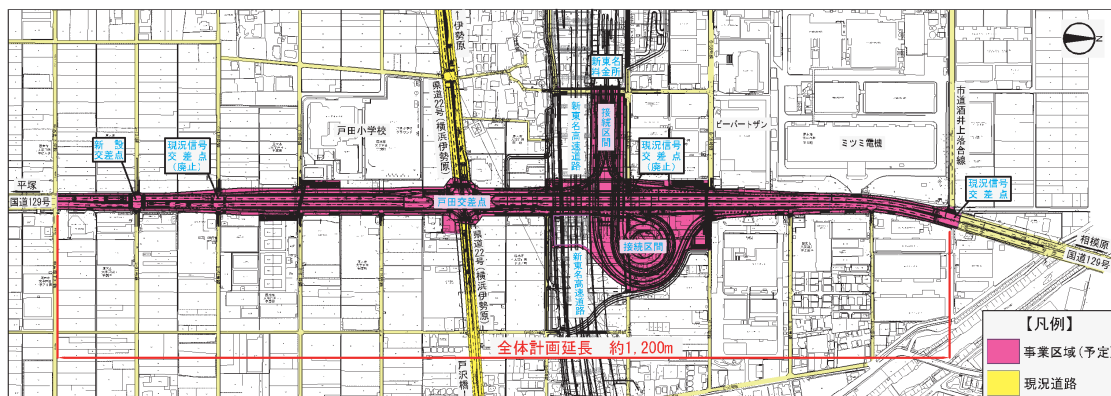
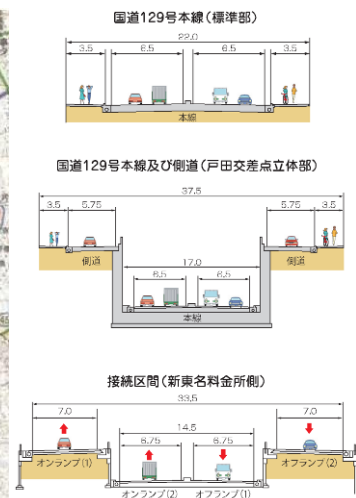
国道129号「戸田交差点立体化」及び「厚木南 IC(仮称)接続区間」整備事業

●概要

国道129号は、平塚市の国道134号から厚木市を経て相模原市の国道16号に至る県土の南北主要軸ですが、厚木市域においては、東名厚木 IC と接続していることなどもあり、交通量が非常に多く、特に、県土の東西主要交通軸である県道22号(横浜伊勢原)との戸田交差点付近では渋滞が慢性化しています。

こうしたことから、県では、戸田交差点付近における交通の安全と円滑化を図るため、国道129号が県道22号をアンダーパスする「戸田交差点立体化」事業を進めています。

また、国道129号は、中日本高速道路株式会社により事業中の新東名高速道路へ接続する道路となりますので、戸田交差点の立体化事業に併せて、新東名厚木南 IC(仮称)の料金所から国道129号までの「接続区間整備」についても、県が併せて事業を進めています。



●工事の内容

戸田交差点立体化事業は、トンネル部と現道との摺り付け区間となる掘削部からなります。トンネル部はボックスカルバートを約186m、掘削部はU形擁壁を北側約158m、南側約156m構築します。国道129号も県道22号(横浜伊勢原)も重要な路線であるため、通行止めにするわけにはいきませんので、一般車両を通しながら工事をする必要があります。

そのため、地上部に覆工板を設置し、現道と変わりなく交通を処理しながら、地下で工事を進めました。

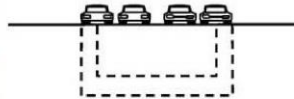
平成24年度から工事に着手し、平成28年9月に本体構造物が完成。その後、舗装、排水ポンプ設備、照明設備等、開通に必要な施設工事を行い、平成29年3月25日に立体交差工事が完成しました。



準備段階

平成24年11月

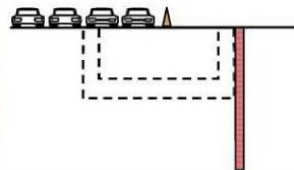
電柱や水路を移設して工事の準備をしています。



仮設ステップ1

平成25年8月

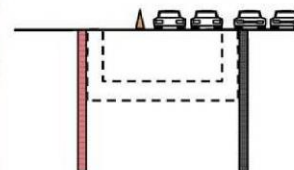
まずは、掘削しても道路が崩れないように仮設土留壁を東側に構築するために車線を西側に振ります。



仮設ステップ2

平成26年4月

次に、西側に仮設土留壁を構築するため、車線を東側に振ります。

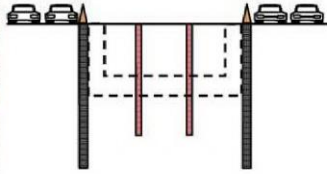




仮設ステップ3

平成26年7月

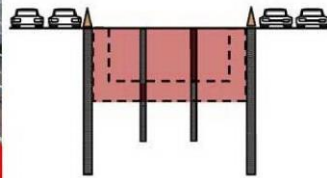
今度は、中央部で仮設杭を設置するため、両側に車線を振ります。



掘削

平成26年12月

掘削準備が整ったので、擁壁部・トンネル部の掘削を進めています。

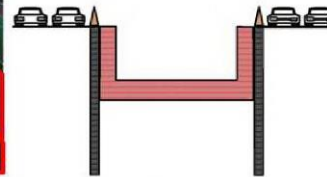


擁壁構築中

平成27年12月

擁壁が出来上がってきました。

覆工板の下ではトンネル部の工事も進んでいます。



立体交差工事完成

平成29年3月

●今後について

県では、戸田交差点の北側に計画されている新東名高速道路(仮称)厚木南 IC(平成29年度開通予定)と、国道129号を接続する道路の整備にも取り組んでおり、引き続き、この工事を進めてまいります。

